

## 北九州市政策連携団体との協働に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市の政策連携団体への関与に関する基本的事項を定め、政策連携団体の円滑な運営及びこれに関連する本市の事務事業の適正な執行を図ることを目的とする。

### (政策連携団体の範囲)

第2条 この要綱において「政策連携団体」とは、市の政策の一翼を担う団体で、市と協働して事業等を執行又は提案し、市の政策実現に向けて連携するなど、特に市政との関連性が高い団体をいう。ただし、国や他の地方公共団体その他の団体等による関与が強く、市が関与する範囲が狭い団体は除く。

### (担当局長等の責務)

第3条 政策連携団体を担当する局等の長（以下「担当局長等」という。）は、担当政策連携団体の運営状況等を適切に把握し、市と協働して持続的に事業を執行できる政策連携団体の特徴を生かした、質の高い市民サービスの実現に努めなければならない。

### (情報公開の推進及び個人情報の適正な取扱いの確保)

第3条の2 担当局長等は、北九州市情報公開条例の趣旨にのっとり、担当政策連携団体の情報公開が推進されるよう適切な助言又は指導に努める。

2 担当局長等は、北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨にのっとり、担当政策連携団体の保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう適切な助言又は指導に努める。

### (政策連携団体の責務)

第4条 政策連携団体は、質の高い持続可能なサービス提供体制を確立するため、自律的に経営改革に努めるものとする。

2 政策連携団体は、担当局長等からの求めに応じて、運営状況に関する報告を行うものとする。

### (担当局長等及び政策連携団体の責務)

第5条 担当局長等及び政策連携団体は、第3条及び第4条の責務を果たすため、連携協定を締結し、定期的に意見交換を行うものとする。

### (制度所管局長の責務)

第6条 政策連携団体への関与に関する制度を所管する財政・変革局長（以下「制度所管局長」という。）は、関係局長と連携して、政策連携団体に対する市の人的又は財政的負担等の適正化に努め、当該団体の執行力強化に向けた取組を行うものとする。

2 制度所管局長は、政策連携団体が抱える業務運営上の課題を解決するため、相談窓口を設置し、適切な助言及び指導を行うものとする。

### (担当局長等の事前報告)

第7条 担当局長等は、次の事項について市の方針を決定する場合は、事前に制度所管局長及び関係局長に報告しなければならない。

- (1) 中期計画など運営に関する基本方針の設定又は変更に係る事項
- (2) 定款又は寄附行為の重要な変更に係る事項
- (3) 資産、財産の運用又は取得処分に関する重要事項
- (4) その他団体の運営等に係る重要事項

2 前項の規定は、政策連携団体を新設又は廃止しようとする場合について準用する。

(担当局長等の報告)

第8条 担当局長等は、担当政策連携団体に係る次の事項について、毎年6月に、制度所管局長に報告しなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 決算報告及び事業報告
- (3) 役員の就任状況
- (4) 人事、給与又は組織に係る基本制度及び固有職員に関する事項
- (5) 第5条の規定に基づく意見交換の実施状況

(監査)

第9条 制度所管局長は必要に応じ、政策連携団体の事務所等において文書その他を実地に調査し、点検するとともに、関係職員から事情を聴取し、是正する必要を認める場合には、適切な指導、助言を行うものとする。

2 制度所管局長は、前項の調査等に当たっては、必要に応じ、公認会計士、弁護士等の外部の専門知識を有するものを活用することができる。

(政策連携団体連絡会議の開催)

第10条 政策連携団体相互間の連携を密にし、より効果的な事業の推進に資するため、必要に応じて政策連携団体連絡会議を開催する。

2 政策連携団体連絡会議は、政策連携団体の常勤役員をもって構成する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、政策連携団体への関与に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

(北九州市外郭団体指導調整要綱の廃止)

2 北九州市外郭団体指導調整要綱（平成4年11月1日施行）は、廃止する。